



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年1月25日金曜日 第1932号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の協力申出.....	34
貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の委任.....	34
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	34
県営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....	34
保安林の指定.....	34
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	36
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	37
道路の区域変更(県道国領高木線).....	38
道路の供用開始(").....	38
道路の区域変更(県道新居浜別子山線).....	39
道路の供用開始(").....	39
道路の区域変更(県道伯方島環状線).....	39
道路の供用開始(").....	39
道路の区域変更(県道大島環状線).....	40
道路の供用開始(").....	40
道路の区域変更(県道内子河辺野村線).....	40
道路の供用開始(").....	40
開発行為に関する工事の完了.....	40

公 告

土地(埋立地)の売払い(2件).....	40
----------------------	----

雑 報

裁判手続開始の決定の公告.....	42
-------------------	----

告 示

○愛媛県告示第79号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成20年1月25日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
今治市医師会市民病院	今治市別宮町七丁目1番40号	社団法人 今治市医師会	平成23年 1月24日 まで

○愛媛県告示第80号

貸金業法(昭和58年法律第32号)第12条の3第10項の規定に基づき、次のとおり内閣総理大臣が指定する団体(以下「指定団体」という。)に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることとした。

なお、貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の委任(平成16年3月愛媛県告示第587号)は、廃止する。

平成20年1月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 指定団体の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称

日本貸金業協会

- (2) 主たる事務所の所在地

東京都港区高輪三丁目19番15号

2 指定団体に研修事務を行わせることとした日

平成20年1月21日

○愛媛県告示第81号

松山市水泥町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年1月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 松山市水泥町土地改良区土地改良事業(維持管理)変更計画書の写し
- (2) 松山市水泥町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成20年1月28日から2月25日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁

○愛媛県告示第82号

県営経営体育成基盤整備事業明穂地区の換地計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年1月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

2 縦覧期間

平成20年1月28日から2月25日まで

3 縦覧場所

西条市役所小松総合支所

○愛媛県告示第83号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年1月25日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林の所在場所

新居浜市郷字落神乙159

- (2) 指定の目的

水源のかん養

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字落神乙 159 (次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

新居浜市山根町1396、1397の1、1397の2、1398の1、立川町1048の7、1048の8

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
山根町1396・1397の1・1398の1・立川町1048の8 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、山根町1397の2
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所

新居浜市立川町79、81

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
立川町79 (次の図に示す部分に限る。)、81
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4(1) 保安林の所在場所

新居浜市船木字大久保甲1047の1、甲1048、甲1049

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大久保甲1047の1・甲1048・甲1049 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

5(1) 保安林の所在場所

西条市荒川字大平乙 103 の 3、字シヨウア谷乙 105 の 1、字三角地乙 110、乙 111、字シヨラア谷乙 112、乙 113、乙 114 の 2、字下ノ平乙 115 の 2、字川ヶ平乙 116 の 1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大平乙 103 の 3・字シヨウア谷乙 105 の 1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字シヨラア谷乙 114 の 2
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

6(1) 保安林の所在場所

西条市黒瀬字湯久保乙 459 の 1、乙 460 の 1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字湯久保乙 459 の 1・乙 460 の 1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

7(1) 保安林の所在場所

西条市中興字日浦乙 9、乙11の1、乙11の2、乙18から乙20まで、乙21の1、乙21の2、乙22の1、乙32、乙34の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日浦乙11の1・乙22の1・乙32・乙34の1 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
 齢以上のものとする。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

8(1) 保安林の所在場所
 西条市洲之内字天神谷乙53、乙56、乙57、乙58の3、乙58の
 4、乙58の10、乙60の3、乙61

(2) 指定の目的
 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字天神谷乙53・乙58の10・乙60の3・乙61(以上4筆に
 ついて次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
 齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

9(1) 保安林の所在場所
 新居浜市大生院字川口ハゼヶ尾1573の1、1575の1、1576の
 1、1576の2、1576の8、1576の9、1586、字川口シガ谷1587

(2) 指定の目的
 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
 齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

10(1) 保安林の所在場所
 西条市市之川字向山6528の2、字屋敷添6930、字椎木谷6931

(2) 指定の目的
 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
 齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

11(1) 保安林の所在場所
 西条市兔之山字上ノ向乙94の1、乙108の1、字カンバ乙1
 07

(2) 指定の目的
 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
 齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係
 書類を愛媛県庁並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第84号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成20年1月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出事項

(今治地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
今治市大三島町口総210-2 川上敬一	今治市大三島町野々江364 西村秀寿	今治市大三島町宗方4474 楠岡通人	大 三 島	大三島漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成20年1月25日から同年2月8日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

今治地方局管内の加入区

今治地方局産業経済部水産課

○愛媛県告示第85号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

平成20年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

下ノ谷

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱22号までを順次結んだ線及び標柱22号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

郡 市	町 村		地 番	標 柱
西予市	明浜町	俵津	8 番耕地339番	1号
			8 番耕地339番	2号
			8 番耕地336番	3号
			8 番耕地336番	4号
			8 番耕地331番	5号
			8 番耕地333番	6号
			8 番耕地331番	7号
			8 番耕地331番	8号
			8 番耕地329番	9号
			8 番耕地329番	10号
			8 番耕地329番	11号
			8 番耕地320番	12号
			8 番耕地320番	13号
			8 番耕地320番	14号
			8 番耕地606番	15号
			8 番耕地237番	16号
			8 番耕地253番	17号
			8 番耕地260番 2	18号
			8 番耕地296番地先	19号
			8 番耕地300番 3	20号
			8 番耕地316番 1	21号
			8 番耕地316番 1	22号

中ノ浦 B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱1号を国道378号山側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

郡 市	町 村		字	地 番	標 柱
西予市	三瓶町	長早	シュウキミチ	4 番耕地 3 番 1	1号
			シュウキミチ	4 番耕地 2 番 3	2号
			シュウキミチ	4 番耕地 2 番 1	3号
			シュウキミチ	3 番耕地737番	4号
			マツカドバタ	3 番耕地725番	5号
			マツカド	3 番耕地709番	6号
			マツカド	3 番耕地709番	7号
			マツカド	3 番耕地709番	8号

		ナカノウラ	3 番耕地712番 3	9号
		ナカノウラ	3 番耕地715番	10号
		ナカノウラ	3 番耕地720番 1	11号
		ナカノウラ	3 番耕地722番 1	12号

寄松 D

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱7号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
宇和島市	寄松	比沙門谷	甲525番 8	1号
			乙35番 1	2号
			乙38番 1	3号
			乙38番 5	4号
			乙38番 7	5号
			乙38番 8	6号
			甲525番 8	7号

針木

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱20号までを順次結んだ線及び標柱20号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

郡 市	町 村		字	地 番	標 柱
宇和島市	津島町	針木	家ノ谷	乙21番 1	1号
			家ノ谷	乙21番 1	2号
			家ノ谷	乙21番 1	3号
			家ノ谷	乙21番 1	4号
			家ノ谷	226番	5号
			家ノ谷	乙28番 5	6号
			清水	乙32番	7号
			谷川縁	168番 1	8号
			清水谷	133番 1	9号
			清水谷	118番	10号
			横田	90番	11号
			横田	77番	12号
			横田	75番	13号
			横田	76番 1	14号
			横田	106番 1	15号
			横田	110番 1	16号
			針木海縁	179番 1	17号
			針木海縁船付	181番 1	18号
			家ノ谷	184番 1	19号
			家ノ谷	238番 1	20号

嵐 A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱16号と標柱1号を鼠鳴漁港陸側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

郡 市	町 村	字	地 番	標 柱	
宇和島市	津島町	嵐	慶ヶ浦	674番 6	1号
			慶ヶ浦	673番	2号
			慶ヶ浦	乙274番	3号
			慶ヶ浦	668番	4号
			慶ヶ浦	乙269番 1, 乙269番 2	5号
			慶ヶ浦	乙268番 1	6号
			ヤブチ坂	乙259番	7号
			藪地坂	646番	8号
			辰ヶ峯	乙243番	9号
			辰ヶ峯	乙243番	10号
			立石	乙240番	11号
			立石	515番	12号
			辰ノ峯	574番	13号
			両家	627番 2	14号
			慶ヶ浦	672番 1	15号
慶ヶ浦	674番 6	16号			

目黒

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱 1号を結んだ線に囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	地 番	標 柱
北宇和郡	松野町	目黒	423番 1	1号
			2151番	2号
			2151番	3号
			2149番 1	4号
			2149番 1	5号
			2149番 1	6号
			414番 1	7号
			416番	8号
			417番 1	9号
			417番 1	10号

			422番	11号
--	--	--	------	-----

与村井 B (追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和60年 3月愛媛県告示第 455号)と与村井 Bの項(以下「与村井 Bの項」という。)で指定した標柱 1号と標柱 7号を結んだ線、標柱 7号と次に掲げる地番の土地に存する標柱 8号から標柱11号を順次結んだ線及び標柱11号と標柱12号を市道今郷大谷西付線南側官民境界線で結んだ線、標柱12号と標柱13号を結んだ線並びに標柱13号と標柱14号を市道与村井東線山側官民境界線で結んだ線、標柱14号と与村井 Bの項で指定した標柱 6号を結んだ線及び与村井 Bの項で指定した標柱 6号から標柱 1号を順次結んだ線に囲まれた区域

郡 市	町 村	字	地 番	標 柱	
宇和島市	吉田町	法花津	与村井	8 番耕地196番	8号
			坪ノ内	7 番耕地410番 1	9号
			勝山	7 番耕地402番 1	10号
			勝山	7 番耕地396番 1	11号
			大谷西付	8 番耕地353番	12号
			北ヶ市	8 番耕地342番 1	13号
			與村井	8 番耕地227番 1	14号

山崎 (追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成17年 3月 愛媛県告示第 490号)山崎の項で指定した標柱 3号、標柱 2号及び標柱 1号を結んだ線、標柱 1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱12号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱14号と標柱 3号を結んだ線に囲まれた区域

郡 市	町 村	地 番	標 柱	
西予市	宇和町	岩木	3585番 1	12号
			3592番	13号
			3596番	14号

○愛媛県告示第86号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	国領高木線	新居浜市下泉町一丁目甲3388番 1 から 同市坂井町三丁目甲3343番 6 まで	旧	メートル 4.0~11.3	キロメートル 0.056	
			新	10.5~12.3	0.056	

○愛媛県告示第87号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	国領高木線	新居浜市下泉町一丁目甲3388番 1 から 同市坂井町三丁目甲3343番 6 まで	平成20年 1月25日

○愛媛県告示第88号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字土ノ峠352番 5	旧	メートル 16.2～32.8	キロメートル 0.029	
			新	17.8～34.4	0.029	

○愛媛県告示第89号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字土ノ峠352番 5	平成20年 1月25日

○愛媛県告示第90号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	伯方島環状線	今治市伯方町木浦字打越甲3285番 4 から 同町木浦字三反地甲3511番 1 まで	旧	メートル 8.6～10.8	キロメートル 0.199	
			新	10.6～16.4	0.199	

○愛媛県告示第91号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伯方島環状線	今治市伯方町木浦字打越甲3285番 4 から 同町木浦字三反地甲3511番 1 まで	平成20年 1月25日

○愛媛県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大島環状線	今治市吉海町田浦541番から 同町田浦534番2まで	平成20年 1月25日

○愛媛県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	大洲市河辺町横山507番2から 同町横山562番3まで	旧	メートル 35~108	キロメートル 0.445	
			新	103~225	0.445	

○愛媛県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	大洲市河辺町横山507番2から 同町横山562番3まで	平成20年 1月25日

○愛媛県告示第95号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
19八局西土第1175号 平成20年 1月11日	西予市宇和町岩木621番1、622番1、623番1、624番1、624番4、624番5、625番1、625番3、625番4、626番1、627番、628番1、629番1、630番及び631番1	八幡浜市郷1番耕地12番地1 堀田建設株式会社 代表取締役 堀 田 隆

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年 1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地（埋立地）の売払い
- (2) 売り払う土地（埋立地）の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積
松山市大可賀三丁目1461番1	雑種地	4,640.05㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

ウ 危険物取扱業者であること。

エ 本県の長期総合計画に賛同し、本県の方針に従う意思のあること。

オ 松山港の港湾施設を有効に利用し、ひいては本県の産業経済の発展に寄与する意思のあること。

カ 大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害に対し十分な防止対策を立て実施する意思を有すること。

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成20年1月25日から平成20年2月15日まで

イ 提出場所

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2691

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵便等による提出の取扱い

郵便等による提出の場合は、平成20年2月15日（金）午後5時30分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書、入札参加申込書の交付場所及び問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成20年1月31日（木） 午後2時

(イ) 場所

売り払う土地（埋立地）の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成20年3月3日（月） 午前10時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁第2別館5階土木部入札室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地（埋立地）の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年以内に、売り払う土地を契約書記載の用途以外の用途に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、知事の承認を受けることなく、売り払う土地に係る所有権、地上権その他の使用若しくは収益を目的とする権利又は抵当権、質権その他の担保物権の設定又は移転をしてはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年1月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地（埋立地）の売払い

(2) 売り払う土地（埋立地）の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積
宇和島市坂下津甲599番5	雑種地	3,925.56㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

- ウ 本県の長期総合計画に賛同し、本県の方針に従う意思のあること。
- エ 宇和島港の港湾施設を有効に利用し、ひいては本県の産業経済の発展に寄与する意思のあること。
- オ 大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害に対し十分な防止対策を立て実施する意思を有すること。
- (2) 入札参加申込書の提出
- この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。
- ア 提出期間
平成20年 1月25日から平成20年 2月15日まで
- イ 提出場所
愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2
電話 (089)912 2691
- ウ 提出方法
持参又は郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。)により提出すること。電送による提出は、認めない。
- エ 郵便等による提出の取扱い
郵便等による提出の場合は、平成20年 2月15日(金)午後5時30分までに、イに掲げる場所に必着のこと。
- (3) 契約条項を示す場所等
- ア 契約条項を示す場所、入札心得書、入札参加申込書の交付場所及び問い合わせ先
(2)イに掲げる場所
- イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法
(2)イに掲げる場所で交付する。
- ウ 現地説明の日時及び場所
(ア) 日時
平成20年 2月 1日(金)午後 2時
(イ) 場所
売り払う土地(埋立地)の所在地
- 3 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時
平成20年 2月29日(金)午後 1時30分
- (2) 入札及び開札の場所
愛媛県宇和島市天神町 7番 1号
愛媛県宇和島地方局 7階第 2会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参により提出すること。
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札に際しては、入札金額の 100分の 5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効
2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第 133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 売り払う土地(埋立地)の用途制限
ア 落札者は、契約締結の日から10年以内に、売り払う土地を契約書記載の用途以外の用途に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
イ 落札者は、契約締結の日から10年間、知事の承認を受けることなく、売り払う土地に係る所有権、地上権その他の使用若しくは収益を目的とする権利又は抵当権、質権その他の担保物権の設定又は移転をしてはならない。
ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。
- (7) その他
詳細は、入札心得書による。

 雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法(昭和26年法律第 219号)第45条の 2の規定により、平成20年 1月15日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。
平成20年 1月25日

愛媛県収用委員会
会長 矢野 隆三

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道11号改築工事(川之江三島バイパス・愛媛県四国中央市中之庄町字宮ノ上地内から同市中之庄町字浜之前地内まで)及びこれに伴う市道付替工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (<small>m²</small>)	実 測 (<small>m²</small>)	収用しようとする土地の実測(<small>m²</small>)				
愛媛県四 国中央市 中之庄町 字汐汲道	68番 1	墓地	墓地	3 31	3 31	3 31	持分9分の1 愛媛県四国中央市三島金子3丁目4番 8号 白田 千喜子 持分9分の1 千葉県浦安市弁天2丁目37番6号 津村 敦子			